

市内の登録有形文化財

登録有形文化財

登録有形文化財とは平成8年の文化財保護法の改正によってできた文化財の一つです。従来の文化財保護法では、意匠・技術・歴史・学術的に優れたものを重要文化財や史跡・名勝などに指定し、その保護を図ってきました。指定を受けた文化財はその価値を守っていただくため規制がかかけられますが、それだけでは数多くある文化財を守りきれないため、緩やかな規制で活用を図りながら文化財を守っていくとするのが登録制度です。登録有形文化財は、建物等が文化庁の登録原簿に登録されるという形をとり、外観が保たれることを大切に、内部の改装などは容易に行うことができるため、さまざまな活用が可能となります。

多様な活用方法

市内にも登録有形文化財がありさまざまな方法で活用されています。

るのでご紹介します。マキノ町白谷にある白谷荘歴史民俗博物館は、江戸時代後期の建築と推定される民家で、地域で収集された教科書類・民具資料を展示する資料館として活用されています。また勝野のびれっじ2号館は、江戸時代中期の建築と推定される福井三四郎家住宅で今は商業施設として活用されています。今津町の辻川通りには銀行・教会・郵便局の三つのヴォーリズ建築が登録されています。



びれっじ2号館 (外観)



びれっじ2号館 (内部)

ています。

市内には11件の登録有形文化財があり、建物本来の目的で使用されているもの、地域の憩いの場・展示施設・商業施設として活用されているものなどさまざまな方法で文化財が継承されています。

登録を証明するプレート

登録有形文化財にはその登録を証明するプレートが交付されます。登録プレートは建物によって入口など見えやすい位置に設置

しているものもありますので、前段で紹介した施設を訪れた際には見つけてみてはいかがでしょうか？

また、登録有形文化財は平成30年度末で全国各地に12,000件以上あり、宿泊施設、商業施設として活用されているものも多くあり、趣のある建物だと思ったら登録プレートが見つけられるかもしれません。



登録プレート

文化財課 ☎ (25) 8559

編集感

表紙で紹介した「冬山開き」では、思いっきり雪で遊ぶ子どもたちがとってもかわいくて、楽しそうで、私も遊びに混ざってほしい気持ちになりました！
年末年始は雪も積もることなく、過ごしやすい2020年の始まりとなり安心でした。ですが、ウィンタースポーツ大好きな私はやっぱり雪が恋しい～！これは、雪山に行くしかない！
市内には目的に合わせて選べる4つのスキー場があります。とっても贅沢ですね！今年はどこへ行こうか、わくわくしながら検討中です！(YH)



広報たかしま

令和2年

2

月号

No.241

発行▼高島市

編集▼政策部企画広報課

〒501-1502 滋賀県高島市新旭町北畑5の5番地

☎ 0740 (25) 8000(代)

http://www.city.takahima.lg.jp

✉ t:info@city.takahima.lg.jp